

総務産業委員会報告書

平成28年11月30日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 山本恒道

平成28年11月30日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

| 案 | 件 | 審査結果 | 少数意見 |
|---------|---|------|------|
| 議案第116号 | 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | なし |
| 議案第117号 | 備前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | なし |
| 議案第118号 | 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | なし |

《 委員会記録目次 》

| | |
|------------|---|
| 招集日時・出席委員等 | 1 |
| 開会 | 2 |
| 議案第116号の審査 | 2 |
| 議案第117号の審査 | 3 |
| 議案第118号の審査 | 4 |
| 閉会 | 4 |

総務産業委員会記録

| | | | | |
|-------|----------------|----------------|--------|-------------|
| 招集日時 | 平成28年11月30日（水） | | 本会議休憩中 | |
| 開議・閉議 | 午前11時19分 | 開会 | ～ | 午前11時33分 閉会 |
| 場所・形態 | 委員会室A・B | 会期中（第8回定例会）の開催 | | |
| 出席委員 | 委員長 | 山本恒道 | 副委員長 | 森本洋子 |
| | 委員 | 田原隆雄 | | 尾川直行 |
| | | 津島 誠 | | 守井秀龍 |
| | | 石原和人 | | |
| 欠席委員 | | なし | | |
| 遅参委員 | | なし | | |
| 早退委員 | | なし | | |
| 列席者等 | 議長 | 鶴川晃匠 | | |
| | 委員外議員 | なし | | |
| | 紹介議員 | なし | | |
| | 参考人 | なし | | |
| 説明員 | 総合政策部長 | 佐藤行弘 | 総務課長 | 石原史章 |
| 傍聴者 | 議員 | 橋本逸夫 | 星野和也 | |
| | 報道関係 | 山陽新聞 | 読売新聞 | 朝日新聞 |
| | 一般傍聴 | なし | | |
| 審査記録 | 次のとおり | | | |

午前11時19分 開会

○山本委員長 それでは、ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

それでは、先ほど本会議で付託されました議案3件の審査を行います。

***** 議案第116号の審査 *****

まず、議案第116号備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の1ページからです。

議案全体で質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。

○尾川委員 金額でいうたら幾らになるんですか。

○石原総務課長 議案第116号の影響額でございますが、市長、副市長、教育長それぞれ申し上げます。

それぞれ0.1月分が改正になります。市長につきましては10万625円増、副市長につきましては8万2,800円の増、教育長につきましては7万3,600円の増、合計25万7,025円の増ということになります。

○尾川委員 要するに、今が幾らで今度は総額で幾らというのを聞きたいんです。

○石原総務課長 失礼いたしました。改正前と改正後の金額を申し上げます。まず、市長につきましては、改正前が412万5,625円、改正後は422万6,250円になります。副市長につきましては、改正前が339万4,800円、改正後は347万7,600円になります。教育長につきましては、改正前が301万7,600円、改正後は309万1,200円になります。年間の支給額、期末手当の合計額でございます。

○尾川委員 これはいつから実施。期末手当は12月から、ほかは来年の4月ということですか。

○石原総務課長 本議案第116号につきましては、第1条関係が本年12月1日施行、第2条関係が29年4月1日施行ということになります。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようでしたら、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了させていただきます。

これより議案第116号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第116号の審査を終わります。

次に、議案第117号備前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の4ページからです。

全体で質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○尾川委員 この4月から遡及適用ということなんですけど、いつ払う予定なんですか。

○石原総務課長 本日御審議をいただきまして、年内、12月28日の支給予定ということで事務のほうを進めるようにしているところでございます。

○尾川委員 普通ね、昔の話じゃけど、3月ごろに第2のボーナスというような感じであったような気がするんですけど、そういうタイミングじゃなしに今の時期にやるんですか。

○石原総務課長 人事院勧告に基づく給与改正につきましては、本年度の予定のとおり過去にも年内支給ということで対応させていただいているところでございます。

○石原委員 別表も添付されての御提案なんですけれども、明確にこういうところが変わってますとか、例えば別表1なんかでこういうところが変わってますよというような御説明なんかは可能でしょうか。

○石原総務課長 議案送付に同封をさせていただいております細部説明書及び参考資料の中に平成28年度人事院勧告に準じた本市の給与改定の概要というものをお配りさせていただいております。この概要で申しますと、給料月額の改定、それから期末勤勉手当の中で勤勉手当の0.1月分の増の改定、それから施行は来年度4月からになりますけれども、経過措置を設けての扶養手当の改定という大きく3点の改定になっております。

○石原委員 たびたび民間のほうの状況も出てきますけれども、備前市としては民間にお勤めの方、民間企業の状況、給与であったり報酬等についてどのような捉え方をされてるのでしょうか。

○石原総務課長 都道府県や政令市などで人事委員会を設置されている団体におかれましては独自の勧告がなされております。しかしながら、備前市にはそういった委員会の設置がございませんので、従来から国の人事院勧告などに基づいて改定を行ってきているというところでございます。

○山本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

これより議案第117号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第117号の審査を終了します。

***** 議案第118号の審査 *****

次に、議案第118号備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案書の38ページです。

議案全体で質疑のある方はお願いします。

○尾川委員 この任期付職員の採用及び給与の特例というのは、具体的にどういう職務を担当する人で何人おられるんですか。

○石原総務課長 今現在、この条例の対象となる職員はおりません。

想定でございますが、いわゆる高度な専門性、知識を有した職員を一定の期間任期を設けて採用するということを想定しておりますので、例えば法曹有資格者、弁護士であったり、そういった専門の知識を有した職員ということ想定しているものでございます。

○山本委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

これより議案第118号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第118号の審査を終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして総務産業委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦勞でございました。

午前11時33分 閉会